

様式第19号（第18条関係）

31長行（情審）第1号

令和元年12月16日

長久手市長 吉田一平 様

長久手市情報公開審査会

公文書公開決定等についての審査請求について（答申）

令和元年7月3日（31長行第104-2号）付けで諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

(別紙)

諮問番号：31長行第104-2号

答 申

第1 審査会の結論

別紙「公開しないこととした部分」を公開しないこととした実施機関の決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 審査請求人の請求の趣旨

長久手市長の平成31年4月4日付けの審査請求人に対する一部公開に関する処分のうち、①希少種の情報に関する部分並びに②長久手市自然環境保全アドバイザーの氏名及び役職に関する部分を取り消す、との裁決を求める。

2 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件は、希少種情報を隠すことだけ、及び実際に誰がどう検討し、どうなったか等全く分からないもので、公正な非公開理由にはあたらない。しっかり公開し、保護保存のため立入を禁ずるなどでの処置をすべきものと考えられる。非公開部分（黒塗り）は最低限度に止めておくべきものと思われる。
- (2) 本件処分により、審査請求人は、知る権利、今後の検討へ進む権利を侵害されている。
- (3) 長久手市より委託されて成果物を出す場合や、会議をして議事録作成をする場合等は、氏名、役職、関連実績等の公開は、必ず必要と考える。
- (4) 市の委託事業に関して、氏名を出さないことが長久手市の条例に則つての実務ということであるが、この条例の考え方が間違っていると考える。

第3 実施機関の主張の要旨

1 長久手市自然環境保全アドバイザーの氏名及び役職について

審査請求人が取消しを求める部分のうち、長久手市自然環境保全アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の氏名及び役職については、平成31年4月4日以後、実施機関において、これらを公開する方針とし、そうであれば、非公開処分を維持する理由に乏しいことから、令和元年6月18日付公文書一部公開決定処分（31長行第77号）において、同氏名及び役職に関する部分を非公開とした処分を取り消し、同部分の公開決定を行った。

他方、希少種の情報については、以下のとおり、非公開情報に該当すると考える。

2 希少種の情報について

(1) 別紙中1記載の公文書（以下、「本件報告書」という。）について

ア 本件調査の位置づけ

環境基本法第7条は、地方公共団体に、環境の保全に関し、国の施策に

準じた施策及び地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を規定しており、長久手市は、これを受けて、長久手市環境基本条例を定め、この第7条により長久手市環境基本計画（現在は第3次）を策定している。同計画においては、「人と地域がつながり、自然と環境にこだわるまち」との基本理念のもと、「多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築」が環境目標の一つとされ、かつ、前期の重点プロジェクトとして、「自然観察調査の実施と自然環境データ蓄積システムの構築」が、また、後期の重点プロジェクトとして、「市民が使いやすい自然環境情報の集約の場の構築」「生態系保護エリアの設置」があげられている。

本件報告書は、これらのプロジェクトに基づく調査（以下「本件調査」という。）により作成されたものである。

イ 非公開情報該当性（条例第6条第6号柱書）

(ア) 本件報告書における希少種の情報は、希少種の名称、分類、生息生育場所、確認場所、確認状況、写真、移植場所等に関するものである。また、ここでいう希少種は、環境省第4次レッドリストに掲載された種、及び愛知県が公表している「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009」「レッドリストあいち2015」を指す。

(イ) 一般に、絶滅のおそれのある野生生物種に関する情報は、鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取等のおそれがあるため、公開によって絶滅危惧種の保全上の悪影響を生じさせることの無いよう、適切な方法により公開するものとされている。そして、環境省においても、希少種の情報の公表にあたっては、生息生育場所の詳細を公表していない。

(ウ) 長久手市で確認された希少種は、哺乳類、鳥類、両生類、魚類、昆虫類、水生植物、維管束植物と多岐にのぼり、アドバイザーから盗掘の危険を指摘される生物種も複数あるうえ、調査の受託業者からも、愛知県内のある市では、市内のどこかにウシモツゴが生息しているという情報が出ただけで、その場所を特定・乱獲され、絶滅に近い状況になったという事例があることから、希少種の情報の取扱いには十分注意するよう指摘がなされている。

長久手市は面積が小さく、かつ、西側は既に開発が進んでおり、希少種の生息生育可能な地域は相当程度限定されることから、希少種の名称、分類、確認状況等が明らかになれば、生息生育場所を絞り込むことも可能となる。また、価値の高い希少種の探索等を目的として、生息生育場所への立ち入りが増加すれば、踏み荒らし等により、希少種の保全に悪影響を与えることとなる。

(エ) なお、これらを踏まえて、本件調査にかかるプロジェクトは、当初か

ら、「貴重な生物種の情報は原則として公表は控え、環境課内でデータを蓄積して開発行為への指導などに活用すること」、「市民に向けた周知については、希少種の盗掘などに対する保護策が十分に図られた時点で行うこと」を前提として実施されており、かつ、アドバイザーからも、盗掘のおそれのある希少種の情報は基本的に公開すべきでないとの助言がなされている。

(オ) 上記のとおり、非公開となった希少種に関する情報は、市が環境基本計画に基づき行う事務・事業に関する情報であるところ、これらを公にすることにより、乱獲等により希少種の保全に悪影響を与え、長久手市が環境基本計画に基づき行う「多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築」の事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが明らかにあるから、長久手市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第6号柱書に該当する。

ウ 非公開情報該当性（条例第6条第6号ウ）

本件報告書は、希少種等に関する専門的な調査研究に基づくものであるところ、希少種の情報を公にすることにより、従前希少種が確認された場所での乱獲や踏み荒らし等により、今後の継続調査研究において、希少種の確認が困難となり、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれが明らかにあるから、条例第6条第6号ウに該当する。

(2) 別紙中2記載の公文書（以下、「本件起案文」という。）について

ア アドバイザー会議について

アドバイザーは、生物多様性の確保及び自然環境保護、保全等の課題に関して、専門的な立場から助言又は提言を行う目的で、設置されるものである。アドバイザー会議は、希少種に関する情報を多く扱うことから、当初から会議の非公開が決議されている。

イ 非公開情報該当性（条例第6号柱書及び同号ウ）

これらの情報は、上述のとおり、市が環境基本計画に基づき行う事務・事業に関する情報であるところ、これらを公にすることにより、乱獲、踏み荒らし等により希少種の保全に悪影響を与え、長久手市が環境基本計画に基づき行う「多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築」の事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが明らかにあるうえ、調査研究にかかる事務の遂行を不当に阻害するから、条例第6条第6号柱書及びウに該当する。

ウ 非公開情報該当性（条例第6条第5号）

加えて、アドバイザー会議は、長久手市の機関の内部において、生態系保護エリアの設定等につき審議、検討したものであるところ、上述のとおり、審議は非公開決議のもと行われており、アドバイザーの各発言は非公開を前提としてなされている。よって、今般、議事の内容を公にすることにより、今後同種の会議において、率直な意見の交換が困難となるおそれ

があるから、条例第6条第5号に該当する。

第4 調査審議の経過

- 1 令和元年7月3日 諮問書の受理
- 2 令和元年9月27日 実施機関担当職員の説明
審議
- 3 令和元年10月24日 実施機関担当職員の説明、審議
- 4 令和元年12月5日 答申書案の検討

第5 審査会の判断の理由

- 1 審査請求人の請求の趣旨は、長久手市長の平成31年4月4日付けの審査請求人に対する一部公開に関する処分のうち、①希少種の情報に関する部分並びに②アドバイザーの氏名及び役職に関する部分を取り消す、との裁決を求める、というものであるところ、このうち②については、既に実施機関において取り消され、公開決定がされていることから、以下、①について検討する。

2 本件報告書について

- (1) 条例第21条第1項により公文書提示要求の対象となる公文書は、実施機関により任意の資料提出がなされていることから、当審査会において、この内容を確認したところ、非公開情報には、希少種の名称、分類、生息生育場所、確認場所、確認状況、写真、移植場所等が記載されていることが認められる。

また、当審査会において、実施機関の担当者に確認したところ、近隣自治体においても基本的に希少種の生息生育場所の詳細は明らかにしておらず、例えば名古屋市は区単位、春日井市は四分劃単位で公開していること、種の名称と生息生育場所を公表している近隣自治体においては、その生息生育場所において十分な保護・保全策や土地の利用規制が定められているが、長久手市においては、生息生育場所の多くが、市外所有者が所有する細分化された民有地であり、保護・保全策や土地の利用規制の実施が容易でなく、いまだ十分な対策がとられていないこと、環境審議会の議論においても、希少種の情報を公開することに否定的な意見や希少種ごとに十分な検討が必要であるとの意見があったこと、今後、実施機関としては、アドバイザー会議及び環境審議会で希少種の保護保全策や、希少種ごとに情報の取り扱いを議論したうえで、情報を公表していく方針であること、が各認められる。

- (2) 確かに、希少種が存在する豊かな環境は、市民の財産であるから、その情報は広く公開され、市民に共有されることが望ましいことではある。審査請求人の「しっかり公開し、保護保存のため立入を禁ずるなどでの処置をすべきものとする」という主張も、かかる趣旨で述べられたものと思われる。

しかしながら、長久手市は、面積が21.55平方キロメートルと、名古屋市における区や、春日井市の四分の一に相当する程度の大きさであり、他市

の基準に照らしても、生息生育場所の公開が困難であるほか、市の特性として、既に西側は開発が進んでおり希少種の生息生育可能な地域が限定されるから、希少種の名称を公開するのみであっても、当該希少種の生息生育場所が特定されるおそれがある。よって、希少種の保護・保全策が十分取られていない段階で、希少種の情報を公開することは、希少種の乱獲・盗掘や、生息生育場所の踏み荒らしを招くおそれがある。

また、長久手市においては、現在、希少種ごとに、情報の取り扱いについての議論を進めているとのことであり、これらの情報の取り扱いについては、アドバイザー会議や環境審議会における専門家の意見が尊重されるべきであるところ、現時点で、一部公開決定処分を取り消し、希少種の情報を公開すれば、上記議論の実益を大きく損なうことになる。

- (3) この点、審査請求人は、実施機関の判断につき、希少種の情報を隠すことだけである等と主張するが、現状では、生息生育場所において、十分な保護保全策がとられておらず、公表等に向けた検討過程にあるから、先行して希少種の情報を公開すれば、希少種の保護に悪影響となると考えられる。
- (4) 以上を踏まえれば、現時点で、希少種の情報を公にすることにより、市が行う自然環境保全事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが明らかにあるから、条例第6条第6号柱書に該当し、よって、これを非公開としたことは妥当である。

3 本件起案文について

- (1) 当審査会において、本件起案文における非公開部分の内容を確認したところ、希少種の名称、確認・調査状況・写真等のほか、アドバイザー会議における議論の内容が記載されている。
- (2) このうち、希少種の名称、確認・調査状況・写真等については、上記のとおり条例第6条第6号柱書に該当し、非公開としたことは妥当である。
- (3) また、アドバイザー会議における議論の内容は、長久手市内部の審議・検討に関する情報であるところ、同会議は、非公開決議のもと行われており、出席者は、議事の非公開を前提として自由な意見交換を行っている。そうすると、議事内容を公開した場合には、希少種の名称や生息生育場所を推測し得るような情報が明らかになるおそれがあるほか、今後、出席者において、自由な意見交換ができず、また、議事の内容が公開されないことを前提として発言した出席者との関係で信頼関係を損ない、結果として、今後、進めていくべき自然環境保護保全策や希少種情報公表のあり方についての検討に、支障を生じるおそれがある。

よって、当該議論の内容を公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるから、議事の内容は、条例第6条第5号に該当し、これを非公開としたことは妥当である。

- (4) 以上のとおり、本件起案文において非公開とされた情報は、条例第6条第6号柱書又は条例第6条第5号に該当するから、非公開としたことは妥当で

ある。

4 公文書一部公開決定（31長行第77号）の妥当性について

以上のことから、本件報告書の一部を条例第6条第6号柱書及び同号ウに該当して非公開としている部分については、第6条第6号柱書に該当し、また、本件起案文の一部を条例第6条第6号柱書、同号ウ、及び第6条第5号に該当するとして非公開としている部分については、第6条第6号柱書及び第6条第5号に該当することが、各認められる。よって、それぞれ同条第6号ウについて判断しなくても、当該部分を非公開とした決定は、妥当であると判断した。

第6 答申に関与した委員の氏名

岩崎 友就、土方 義信、戸田 正彦、水谷 泰子、神下 美輝子

(別紙)

	公文書の名称	公開しないこととした部分
1	<ul style="list-style-type: none">・ (緊急雇用) 長久手市自然環境調査業務委託報告書・ 平成25年度長久手市自然環境保全基礎調査業務委託報告書・ 平成26年度長久手市外来種対策等事業委託報告書・ 平成27年度長久手市外来種対策等事業委託報告書・ 平成28年度長久手市外来種対策等事業委託報告書・ 平成29年度長久手市自然環境保全等業務委託報告書	希少種の情報 (名称・生息生育場所・確認情報・写真等)
2	<ul style="list-style-type: none">・ 平成30年度長久手市自然環境保全アドバイザー会議について (伺い)・ 平成30年度第1回長久手市自然環境保全アドバイザー会議資料について (伺い)・ 平成30年度第1回長久手市自然環境保全アドバイザー会議の開催結果及び第2回会議の開催について (報告)・ 平成30年度第2回長久手市自然環境保全アドバイザー会議資料について (伺い)・ 平成30年度第2回長久手市自然環境保全アドバイザー会議の開催結果について (報告)	希少種の情報 (名称、確認・調査状況・写真、会議における議論の内容等)